

平成 20 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行
代表者名 代表取締役社長 安斎 隆
(コード番号：8410)
問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔
(TEL：03-3211-3041)

ストック・オプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 18 日開催の第 7 回定時株主総会において承認されました「取締役に
対する株式報酬型ストック・オプション報酬額および内容決定の件」につき、平成 20 年 6 月
18 日開催の当社取締役会において、ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体
的な内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【当社取締役に対する新株予約権の募集事項について】

1. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役 5 名（社外取締役を除く） 新株予約権 300 個

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 300 株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付
与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」
という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を
必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲
内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未
満の端数は切捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

300 個とする。

新株予約権 1 個につき目的である株式数（以下、「付与株式数」という）は、当社普通株式 1 株とする。

上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当て募集新株予約権の総数が減少したときは、割当て募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

ただし、(2) により新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む 以下同じ）付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式 1 株当たりの支払金額である 1 円に (3) に定める新株予約権 1 個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 7 月 23 日から平成 50 年 7 月 22 日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権者が（９）の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
（６）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、（６）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

(9) に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

(10) に準じて決定する。

(12) 端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

(13) 新株予約権の割当て日

平成20年7月22日

【当社執行役員に対する新株予約権の募集事項について】

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、執行役員に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとし、執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、退職金を廃止し、株式報酬型ストック・オプションを当社の執行役員を対象として新たに導入するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当ての新株予約権の数

当社執行役員3名（取締役を除く） 新株予約権36個

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式36株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株

未満の端数は切捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

36 個とする。

新株予約権 1 個につき目的である株式数（以下、「付与株式数」という）は、当社普通株式 1 株とする。

上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当て募集新株予約権の総数が減少したときは、割当て募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

ただし、(2) により新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む 以下同じ）付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、金銭の払込に代えて、執行役員が職務執行の対価として当社に対して有する報酬債権と相殺するものとし、有利な条件による発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式 1 株当たりの支払金額である 1 円に (3) に定める新株予約権 1 個当たりの付与株式数に乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 7 月 23 日から平成 50 年 7 月 22 日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権者が（9）の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる 1 株未満の端数は切捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
（9）に準じて決定する。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
（10）に準じて決定する。

(12) 端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

(13) 新株予約権の割当て日

平成20年7月22日

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成20年5月29日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成20年6月18日 |

以上